

千葉県警察本部新庁舎建設等事業

VE 提案要領（案）

平成16年7月29日

千 葉 県

目 次

第 1 総則	1
第 2 VE 提案に関するスケジュール.....	1
第 3 VE 提案の範囲.....	2
第 4 VE 提案に関する質問及び回答.....	2
第 5 VE 提案書等の提出	3
第 6 VE 提案に関する採否.....	3
第 7 実施設計図書の変更	4
第 8 費用負担	4
第 9 責任の所在	4
第 10 VE 提案が実施できない場合	4
第 11 提案内容の保護.....	4
第 12 著作権.....	5
第 13 その他.....	5
第 14 連絡先.....	5

様式-1	VE 提案に関する質問書
様式-2	VE 提案採否申請書
様式-3	VE 提案書（表紙）
様式-4	VE 提案総括表
様式-5	VE 提案書（1）
様式-6	VE 提案書（2）
様式-7	VE 提案採否結果通知書

第1 総則

本 VE 提案要領は、県が実施する民間事業者の募集及び選定にあたり、配布する入札説明書等の一部として配布するものである。

本事業において、入札参加者は県が求める機能、性能を低下させることなく、ライフサイクルコストの縮減、施設本体の価値の向上、提供するサービス水準の向上などのために、VE 提案を行うことができる。

VE 提案は、入札参加者の権利であり、VE 提案書の提出の有無及び VE 提案書の採否によって、応募を妨げられるものではない。

第2 VE 提案に関するスケジュール

VE 提案に関するスケジュールは、以下の予定である。

日 程	内 容
平成 17 年 1 月上旬	VE 提案に関する質問受付
平成 17 年 1 月下旬	VE 提案に関する質問回答
平成 17 年 2 月下旬	VE 提案の受付
平成 17 年 3 月上旬	VE 提案の審査（ヒアリングを含む）
平成 17 年 4 月上旬	VE 提案の審査結果通知

第3 VE 提案の範囲

VE 提案の範囲は、施工方法及び工事材料等の実施設計図書に記載のあるものすべてを対象とする。ただし、次のものを除く。

1. 機能、性能、品質が低下するもの
2. 建設工期（設計変更、建築確認申請等に要する期間を含む）の延長を伴うもの
3. 構造耐力上主要な部分に大幅な変更を伴うもの
4. デザイン、平面、立面計画に大幅な変更を伴うもの
5. 周辺地域に対して工事中の騒音、振動等が増加するもの
6. 設備計画に大きな変更を伴うもの
7. 環境負荷が増大するもの及びリサイクル率が低下するもの
8. その他これらに類するもの

なお、上記に該当する場合でも、ライフサイクルコストを縮減し、施設の価値を高め、提供するサービス水準の向上を図るためにより大きな効果が得られると認められるものについてはこの限りではない。

第4 VE 提案に関する質問及び回答

VE 提案に関する質問がある場合は、以下の要領にて質問書を提出すること。

1. 受付期間
 - ・平成 17 年 月 日（ ）～同年 月 日（水）*17 時必着
2. 提出方法
 - 質問の内容を簡潔にまとめ、VE 提案に関する質問書（様式-1）に記入の上、電子メールにファイル添付の上提出のこと。（ファイル形式は Microsoft Excel とする。）
3. 送付先
 - ・千葉県総務部管財課庁舎整備室
 - ・電子メール：kanzai9@mz.pref.chiba.jp
4. 回答の公表

VE 提案に関する質問及び質問に対する回答は、平成 17 年 月 日（ ）に警察本部のホームページ等で公表する。なお、VE 提案内容に関する質問に関しては、入札参加者のノウハウ及び技術力と関連する部分が多いことから、これを保護するため、質問者に対して個別に回答を行い非公開とする。

質問及び回答について、電話及び口頭による対応は一切行わない。

第5 VE 提案書等の提出

VE 提案を行おうとする入札参加者は、次に示す各様式の書類等を所定の部数用意し、平成 17 年 月 日 () から 月 日 () までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までの間に、千葉県総務部管財課庁舎整備室 (県庁中庁舎 3 階) に持参により提出のこと。なお、提出された VE 提案書等は返却しない。

- | | | | |
|---|----------|-------|---|
| 1. VE 提案採否申請書 | (様式-2) | 提出部数 | 部 |
| 2. VE 提案書 (表紙) | (様式-3) | 提出部数 | 部 |
| 3. VE 提案総括表 | (様式-4) | 提出部数 | 部 |
| 4. VE 提案書 (1) | (様式-5) | 提出部数 | 部 |
| 5. VE 提案書 (2) | (様式-6) | 提出部数 | 部 |
| 6. VE 提案採否結果通知書 | (様式-7) | 提出部数 | 部 |
| 7. その他、必要に応じて参考資料・図面等を添付すること。 | | 提出部数 | 部 |
| 8. Microsoft Word で作成した上記、各様式の書類を保存した CD-ROM (提出部数 | | 1 部) | |

使用する言語は日本語とし、すべて横書きとする。また、図面は JIS の建築製図通則に従う。様式-2 及び様式-7 を除く書類並びに参考資料・図面等はまとめて A4 ファイルに綴じた上、必要部数を提出のこと。

第6 VE 提案に関する採否

VE 提案に関する採否については以下の通り通知を行う。

1. 入札参加者が提出された VE 提案書等について、選定委員会において各 VE 提案の採否を決定する。この時点では、VE 提案の優劣の評価や採点等は実施しない。
2. VE 提案採否結果通知書を平成 17 年 月 日 () までに VE 提案者へ理由を付して個別に送付する。
3. VE 提案の採用が認められた入札参加者は、原則としてこれを反映した入札提案書類を提出するものとする。なお、その後の検討により、VE 提案によりがたいことが判明した場合は、VE 提案辞退届 (様式-) を平成 17 年 月 日 () までに県に提出する。また、VE 提案が採用されなかった場合は、県が示した実施設計図書等により作成した入札書類を提出する。ただし、VE 提案書の提出の有無及び VE 提案の採否については入札参加要件としない。
4. 入札提出書類提出後、入札提出書類に反映された VE 提案について、選定委員会において落札者決定基準に従って評価する。
5. VE 提案審査結果に対する不服申し立ては受け付けない。

第7 実施設計図書の変更

特別目的会社（以下「SPC」という。）は、VE 提案の採用が認められ、かつ入札提出書類に反映した VE 提案に基づき、事業契約締結後、実施設計図書の一部を変更し、また実施設計図書の変更に伴い必要となる建築基準法その他の法令による所定の手続を行う。当該設計変更は、実施設計を担当した次の設計者（以下「設計者」という。）に行わせ、SPC が有する工業所有権等の排他的権利等、実施設計図書を変更するために必要となる権限を設計者に付与すること。

設計者：株式会社日本設計

SPC は、変更した実施設計図書を県に提出し、内容の確認を受けること。

第8 費用負担

VE 提案に要する費用はすべて入札参加者の負担とする。SPC が VE 提案を実施する場合、実施設計図書の変更に要する費用、及び実施設計の変更により必要となる建築基準法その他の法令に基づく所定の手続に要する費用は、入札価格に含めるものとする。なお、VE 提案に基づく実施設計図の変更に要する費用の金額については、VE 提案採否結果通知書において県より示す。

第9 責任の所在

実施設計図書に関する責任は県及び設計者が負担し、VE 提案内容、VE 提案により変更された設計内容及びその変更が影響を及ぼす部分についての責任は SPC が負担する。県が当該 VE 提案の採用を認めることをもって SPC の責任が軽減又は免除されるものではない。ただし、設計上の責任は、すべて設計者が負うものとする。

なお、県の指示により、SPC 以外の入札参加者が提案した VE 提案を採用することとなった場合は、県の請求に基づく設計変更の取扱いに準拠する。

第10 VE 提案が実施できない場合

入札提出書類に反映された VE 提案が SPC の責めに帰すべき事由により工事着工前又は工事中に実施不可能となった場合、当該 VE 提案に係る部分について当初の実実施設計図書に基づいて工事を実施する。その際には、事前に県に報告し、その確認を受けるものとする。この場合、当該 VE 提案を実施した場合の金額又は当該 VE 提案を実施しなかった場合の金額のいずれか安い方を本件工事費とする。

また、入札提出書類に反映された VE 提案が SPC の責めに帰さない事由により工事着工前又は工事中に実施不可能になった場合、県及び SPC は建設工期、工事内容等について協議を行う。ただし、上記いずれの場合においても、契約金額の増額及び引渡し日の変更はおこなえないものとする。

第11 提案内容の保護

VE 提案内容について、入札参加者のノウハウ、技術力、創意工夫に係る部分が多いことから、次のとおり保護するものとする。

1. VE 提案内容についての質問に対する回答は、質問者へ個別に行い、回答書は非公開とする。
2. VE 提案に係る採否の議事録等は非公開とする。
3. VE 提案の採否に係わらず、その提案が一般的に使用されている状態であると県が文書その

他で合理的に判断できる場合は、県は無償でその提案を使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

4. SPC の入札提案書類に反映された VE 提案は、本事業に関し県が無償で使用できるものとする。

第12 著作権

実施設計図書に関する著作権は、設計者に帰属する。VE 提案に基づき変更された実施設計図書も同様とする。なお、当該著作権の帰属に係らず県が必要と認めたときには、県は本施設の運営を目的として実施設計図書（VE 提案に基づき変更された実施設計図書を含む。）の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

第13 その他

本事業については、VE 提案に基づく実施設計図書の変更の有無に係らず、建築基準法第 6 条に基づく建築確認申請を行い、当該確認を受けなければならない。

第14 連絡先

VE 提案に関する問い合わせは、以下のとおりである。

担 当 部 署：千葉県総務部管財課庁舎整備室、千葉県警察本部総務部会計課
住 所：〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1（庁舎整備室）
受 付 時 間：9:00～17:00（土日・祭日及び休日は除く。）
電 話：043-223-2097（庁舎整備室）
F A X：043-224-5188（庁舎整備室）
E - m a i l：kanzai9@mz.pref.chiba.jp（庁舎整備室）
U R L：http://www.police.pref.chiba.jp/（千葉県警察本部）

(様式-1)

VE 提案に関する質問書

質 問 者	所在地 商号又は名称 担当者名 連絡先
VE 提案記載項目	頁 項目
質問内容	
備考 (質問者は未記入のこと)	

質問は1枚に 項目ずつ記載のこと。

(様式-2)

平成 年 月 日

VE 提案採否申請書

千葉県知事 堂本 暁子 殿

入札参加者

【入札参加企業の場合】

所在地
商号又は名称
代表者氏名
印

【入札参加グループの場合】

グループ名
代表企業
所在地
商号又は名称
代表者氏名
印

「千葉県警察本部新庁舎建設等事業」の「VE 提案要領」に基づき、VE 提案書を提出します。
なお、VE 提案に関する責任担当者として、以下の者を置くこととします。

VE 提案責任担当者

会社名	
所属	
氏名	
電話	
FAX	
E-mail	

(様式-3)

千葉県警察本部新庁舎建設等事業

VE 提案書

所在地

商号又は名称

担当者名

連絡先

(様式-5)

VE 提案書 (1)

		番号 2
VE 提案内容の区分	工種 部位	
VE 提案の目的		
実施設計図書に定める内容と VE 提案との対比 (変更方法)		
原設計	VE 提案	
備考 (質問者は未記入のこと)		

1 : 1 枚に 項目づつ記載のこと。

2 : 様式 - の番号と合せて記入してください。

(様式-6)

VE 提案書 (2)

			番号 2
VE 提案の効果 (コスト縮減効果の項目は設計変更費用を含め、適宜工夫してください。)			
コスト縮減効果	原設計	VE 提案	効果
計 (LCC)			
その他の効果 (定性的評価等)			
VE 提案実施に際しての懸案事項及びその対策			
懸案事項		対策	
備考 (質問者は未記入のこと)			

1 : 1 枚に 項目ずつ記載のこと。

2 : 様式 - の番号と合せて記入してください。

